



# 鳥取県公報

令和3年5月11日（火）  
第9299号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出（287）（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県立とっとり花回廊の利用料金（288）（生産振興課）・・・・・・・・・・ 2
	漁船損害等補償法による普通損害保険付保義務の同意（289）（水産課）・・・・・・・・・・ 4
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任（290）（会計指導課）・・・・・・・・・・ 4
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・・・ 4
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（〃）・・・・・・・・・・ 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（3件）（庶務集中課）・・・・・・・・・・ 7

# 告 示

## 鳥取県告示第287号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人日吉津村社会福祉協議会	西伯郡日吉津村大字日吉津973-9	社会福祉法人日吉津村社会福祉協議会指定訪問介護事業所	西伯郡日吉津村大字日吉津973-9	訪問介護	令和3年3月31日

## 鳥取県告示第288号

鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例（平成10年鳥取県条例第21号）第10条第2項の規定に基づき、鳥取県立とっとり花回廊の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年5月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 利用料金

#### (1) 入園料

区分		単位	金額
ア 4月1日から6月30日まで (エの場合を除く。)	個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 500円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 1,000円
	団体（学校行事で利用するものを除き、10人以上20人未満のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 450円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 900円
	団体（学校行事で利用するものを除き、20人以上のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 400円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 800円
学校行事	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 250円	
	高等学校の生徒	1人1回につき 500円	
イ 7月1日から11月30日まで及び3月1日から3月31日まで (エ及びオの場合を除く。)	個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 400円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 800円
	団体（学校行事で利用するものを除き、10人以上20人未満のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 360円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 720円
団体（学校行事で利用	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 320円	

		するものを除き、20人以上のものに限る。)	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	640円
	学校行事		児童又は中学校の生徒	1人1回につき	200円
			高等学校の生徒	1人1回につき	400円
ウ 12月1日から翌年2月末日まで(オの場合を除く。)	個人		児童又は中学校の生徒	1人1回につき	250円
			高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	500円
	団体(学校行事で利用するものを除き、10人以上20人未満のものに限る。)		児童又は中学校の生徒	1人1回につき	220円
			高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	450円
	団体(学校行事で利用するものを除き、20人以上のものに限る。)		児童又は中学校の生徒	1人1回につき	200円
			高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	400円
学校行事		児童又は中学校の生徒	1人1回につき	120円	
		高等学校の生徒	1人1回につき	250円	
エ 5月1日から8月31日までの期間で午後5時過ぎまで開園している場合において午後5時以降に入園するとき	個人		児童又は中学校の生徒	1人1回につき	250円
			高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	500円
	団体(学校行事で利用するものを除き、10人以上20人未満のものに限る。)		児童又は中学校の生徒	1人1回につき	220円
			高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	450円
	団体(学校行事で利用するものを除き、20人以上のものに限る。)		児童又は中学校の生徒	1人1回につき	200円
			高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	400円
学校行事		児童又は中学校の生徒	1人1回につき	120円	
		高等学校の生徒	1人1回につき	250円	
オ 11月1日から翌年1月31日までの期間で午後5時過ぎまで開園している場合において午後5時以降に入園するとき	個人		児童又は中学校の生徒	1人1回につき	500円
			高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	1,000円
	団体(学校行事で利用するものを除き、10人以上20人未満のものに限る。)		児童又は中学校の生徒	1人1回につき	450円
			高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	900円
	団体(学校行事で利用するものを除き、20人以上のものに限る。)		児童又は中学校の生徒	1人1回につき	400円
			高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	800円
学校行事		児童又は中学校の生徒	1人1回につき	250円	
		高等学校の生徒	1人1回につき	500円	

(2) 駐車場使用料

区分		金額(1時間につき)
E 駐車場芝広場	全面使用	800円
	半面使用	400円
屋外ステージ	入場料を徴収する場合	2,600円
	入場料を徴収しない場合	1,300円

	練習・リハーサル等	500円
B駐車場（アスファルト舗装）	全面使用	1,800円
	半面使用	900円
C駐車場（アスファルト舗装）	全面のみ	900円
D駐車場（未舗装）	全面のみ	800円
エントランス広場	全面のみ	1,000円
備考		
1 1時間未満は、1時間とする。		
2 設営準備及びリハーサル等で敷地を占有する場合も同料金とする。		
3 日をまたがって利用する場合は実利用時間に1日当たり1時間分の料金を追加する。		
4 グラウンドゴルフのホールポスト等の貸出料金は、1回当たり100円とする。		

## (3) フラワートレイン利用料

区分		金額	
午後6時から午後8時までに利用 する場合以外	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	150円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	300円
午後6時から午後8時までに利用 する場合	児童、中学校の生徒、高等学校の 生徒、学生又は一般人	1人1回につき	100円
1車両専用利用（45人）			15,000円

## 2 承認年月日等

(1) 承認年月日 令和3年3月31日

(2) 適用開始年月日 令和3年4月1日

## 鳥取県告示第289号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、大山加入区及び淀江加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和3年5月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県告示第290号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

令和3年5月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 委任させた事務

新型コロナウイルス感染症に係る寄附金の収納に関する事務

## 2 委任を受けた出納員

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局新型コロナウイルス感染症対策推進課

課長補佐 山崎 利幸

## 3 委任期間

令和3年5月1日から令和4年3月31日まで

## 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び

空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和3年5月11日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		令和3年6月17日 午前10時から午後 3時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	琴浦大山、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
経験者講習		令和3年6月25日 午後1時30分から 午後4時30分まで	〃	〃

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,900円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和3年5月11日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和3年6月6日 午前9時から午前 11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	トラップ射撃	7 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> 号の散弾	6人
令和3年6月7日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	5人
令和3年6月21日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和3年6月1日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等 射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	6人
令和3年6月8日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和3年6月15日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和3年6月22日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和3年6月29日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和3年6月29日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレ射撃場	〃	〃	3人

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

## 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,700円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

## 6 携行品

(1) 技能講習に対応した銃砲及び実包

(2) 猟銃・空気銃所持許可証

(3) 技能講習通知書

## 7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年5月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

(1) 業務の名称

東部（本庁）地区納入分 複合機（カラー、中速機）の賃貸借及び保守業務

なお、括弧内の「カラー、中速機」の用語は複合機の処理能力を表すものとし、詳細は入札説明書による。

(2) 借入物品の名称

東部（本庁）地区納入分 複合機（カラー、中速機）

(3) 業務の仕様

入札説明書による。

(4) 業務期間及び借入期間

業務期間は令和3年9月1日から令和7年10月31日までとし、借入期間は令和3年10月1日から令和7年9月30日までとする。ただし、令和4年度以降において、本件調達公告に示した借入物品に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、本件調達に係る契約の全部又は一部を解除できるものとする。

なお、令和7年9月については、次回更新する複合機の搬入搬出の作業に伴い、期間満了まで設置しない場合がある。

(5) 納入期限

入札説明書による。

(6) 納入場所

入札説明書による。

(7) 入札方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本件調達公告に示した借入物品の年間賃借料及び年間保守料の合計額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつ

た金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額とする。）を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

なお、この契約は、賃貸借にあつては1台1月当たりの単価、保守業務にあつては複写片面1枚当たりの単価による単価契約とする。このため落札金額が契約金額とならないので注意すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器の複写機・印刷機に登録されている者であること。  
なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和3年5月18日（火）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。
- (3) 本件調達公告の日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達公告の日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 本件調達公告に示した借入物品（令和3年5月11日以降に取得するものを含む。）を自社で所有し、納入期限までに納入場所に納入できる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課

## 4 入札手続等

- (1) 入札の手続に関する問合せ先  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当  
電話 0857-26-7431  
電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp
- (2) 仕様に関する問合せ先  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課集中化業務担当  
電話 0857-26-7497  
電子メール shomushuchu@pref.tottori.lg.jp
- (3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課  
電話 0857-26-7431  
電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp
- (4) 入札説明書等の交付方法  
入札説明書その他資料は、令和3年5月11日（火）午前11時から同年6月10日（木）正午までの間にインター



ネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和3年5月11日（火）から同年6月10日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

（5）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（6）入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和3年6月22日（火）から同月29日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の開始日は午前11時からとし、最終日は正午までとする。

なお、郵便等による入札書の受領期限は、同月28日（月）午後5時までとする。

イ 開札日時

令和3年6月29日（火）午後1時以降

ウ 場所

（1）に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

（1）電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

（2）紙入札による場合は、入札書を「入札書」と明記した封筒（以下「封筒」という。）に入れ、密封して提出しなければならない。この際、仕様（入札・見積）内訳書を同封すること。

なお、封筒には必ず件名及び入札者名を記載すること。

（3）本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す機種承認を受けるための資料を4の（2）の場所に令和3年5月27日（木）午後5時までに提出すること。

（4）本件入札に参加を希望する者は、（3）の機種承認を受けた後、入札説明書で示す事前提出物を4の（1）の場所に令和3年6月10日（木）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の（1）の場所に、期限内に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の（1）の場所に提出すること。

（5）入札参加者は、（3）及び（4）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として電子入札書に入力し、又は入札書に記載する金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

### (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

### (5) 手続における交渉の有無

無

### (6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(4)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

### (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature of the products to be leased: Lease and maintenance work for the integrated multifunction middle speed color copy machines in the Tottori Prefectural Head Office

(2) June 10, 2021 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) June 29, 2021 noon: Time-limit for submission of tenders

(June 28, 2021 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the procurement notice: Contracting Office, Contracts and Supplies Division, Accounting Office, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori, 680-8570, Japan

-----  
一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年5月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

### (1) 業務の名称

東部地区納入分 複合機（白黒、高速機）の賃貸借及び保守業務

なお、括弧内の「白黒、高速機」の用語は複合機の処理能力を表すものとし、詳細は入札説明書による。

### (2) 借入物品の名称

東部地区納入分 複合機（白黒、高速機）

### (3) 業務の仕様

入札説明書による。

## (4) 業務期間及び借入期間

業務期間は令和3年9月1日から令和7年10月31日までとし、借入期間は令和3年10月1日から令和7年9月30日までとする。ただし、令和4年度以降において、本件調達公告に示した借入物品に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、本件調達に係る契約の全部又は一部を解除できるものとする。

なお、令和7年9月については、次回更新する複合機の搬入搬出の作業に伴い、期間満了まで設置しない場合がある。

## (5) 納入期限

入札説明書による。

## (6) 納入場所

入札説明書による。

## (7) 入札方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本件調達公告に示した借入物品の年間賃借料及び年間保守料の合計額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額とする。）を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

なお、この契約は、賃貸借にあつては1台1月当たりの単価、保守業務にあつては複写片面1枚当たりの単価による単価契約とする。このため落札金額が契約金額とならないので注意すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

## (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

## (2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器の複写機・印刷機に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和3年5月18日（火）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。

## (3) 本件調達公告の日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## (4) 本件調達公告の日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

## (5) 本件調達公告に示した借入物品（令和3年5月11日以降に取得するものを含む。）を自社で所有し、納入期限までに納入場所に納入できる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課

## 4 入札手続等

## (1) 入札の手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課集中化業務担当

電話 0857-26-7497

電子メール shomushuchu@pref.tottori.lg.jp

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(4) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他資料は、令和3年5月11日（火）午前11時から同年6月10日（木）正午までの間にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和3年5月11日（火）から同年6月10日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和3年6月22日（火）から同月29日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の開始日は午前11時からとし、最終日は正午までとする。

なお、郵便等による入札書の受領期限は、同月28日（月）午後5時までとする。

イ 開札日時

令和3年6月29日（火）午後1時以降

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書を「入札書」と明記した封筒（以下「封筒」という。）に入れ、密封して提出しなければならない。この際、仕様（入札・見積）内訳書を同封すること。

なお、封筒には必ず件名及び入札者名を記載すること。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す機種承認を受けるための資料を4の(2)の場所に令和3年5月27日（木）午後5時までに提出すること。

(4) 本件入札に参加を希望する者は、(3)の機種承認を受けた後、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和3年6月10日（木）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けな

なければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に、期限内に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(5) 入札参加者は、(3)及び(4)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として電子入札書に入札し、又は入札書に記載する金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

### (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

### (5) 手続における交渉の有無

無

### (6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(4)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

### (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature of the products to be leased: Lease and maintenance work for the integrated multifunction high speed black and white copy machines in Prefectural Government Office Buildings located in East Region of Tottori Prefecture

(2) June 10, 2021 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) June 29, 2021 noon: Time-limit for submission of tenders

(June 28, 2021 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the procurement notice: Contracting Office, Contracts and Supplies Division,

Accounting Office, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori, 680-8570, Japan

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年5月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

### (1) 業務の名称

東部地区納入分 複合機（カラー、高速機）の賃貸借及び保守業務

なお、括弧内の「カラー、高速機」の用語は複合機の処理能力を表すものとし、詳細は入札説明書による。

### (2) 借入物品の名称

東部地区納入分 複合機（カラー、高速機）

### (3) 業務の仕様

入札説明書による。

### (4) 業務期間及び借入期間

業務期間は令和3年9月1日から令和7年10月31日までとし、借入期間は令和3年10月1日から令和7年9月30日までとする。ただし、令和4年度以降において、本件調達公告に示した借入物品に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、本件調達に係る契約の全部又は一部を解除できるものとする。

なお、令和7年9月については、次回更新する複合機の搬入搬出の作業に伴い、期間満了まで設置しない場合がある。

### (5) 納入期限

入札説明書による。

### (6) 納入場所

入札説明書による。

### (7) 入札方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本件調達公告に示した借入物品の年間賃借料及び年間保守料の合計額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額とする。）を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

なお、この契約は、賃貸借にあつては1台1月当たりの単価、保守業務にあつては複写片面1枚当たりの単価による単価契約とする。このため落札金額が契約金額とならないので注意すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

### (2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器の複写機・印刷機に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関

する申請書類を令和3年5月18日（火）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。

- (3) 本件調達公告の日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達公告の日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 本件調達公告に示した借入物品（令和3年5月11日以降に取得するものを含む。）を自社で所有し、納入期限までに納入場所に納入できる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札の手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

#### (2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課集中化業務担当

電話 0857-26-7497

電子メール shomushuchu@pref.tottori.lg.jp

#### (3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

#### (4) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他資料は、令和3年5月11日（火）午前11時から同年6月10日（木）正午までの間にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び交付時間

令和3年5月11日（火）から同年6月10日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

##### イ 交付場所

(1)に同じ。

#### (5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

#### (6) 入札及び開札の日時及び場所

##### ア 入札日時

令和3年6月22日（火）から同月29日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の開始日は午前11時からとし、最終日は正午までとする。

なお、郵便等による入札書の受領期限は、同月28日（月）午後5時までとする。

イ 開札日時

令和3年6月29日（火）午後1時以降

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書を「入札書」と明記した封筒（以下「封筒」という。）に入れ、密封して提出しなければならない。この際、仕様（入札・見積）内訳書を同封すること。

なお、封筒には必ず件名及び入札者名を記載すること。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す機種承認を受けるための資料を4の(2)の場所に令和3年5月27日（木）午後5時までに提出すること。

(4) 本件入札に参加を希望する者は、(3)の機種承認を受けた後、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和3年6月10日（木）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に、期限内に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(5) 入札参加者は、(3)及び(4)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として電子入札書に入力し、又は入札書に記載する金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作



成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(4)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature of the products to be leased: Lease and maintenance work for the integrated multifunction high speed color copy machines in Prefectural Government Office Buildings located in East Region of Tottori Prefecture

(2) June 10, 2021 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) June 29, 2021 noon: Time-limit for submission of tenders

(June 28, 2021 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the procurement notice: Contracting Office, Contracts and Supplies Division, Accounting Office, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori, 680-8570, Japan